

静岡産業大学専任教員資格審査基準に関する内規

第1条 専任教員の資格審査は、この内規の定めるところによる。

第2条 専任教員の資格審査に関する教育・研究上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教授 原則として、5年以上本学の准教授として在職し、その間に刊行した専門分野に関する学術論文を5篇以上またはそれに相当する単独執筆の学術著書を1冊以上有する者

(2) 准教授 原則として、3年以上本学の専任講師、助教として在職し、その間に刊行した専門分野に関する学術論文を3篇以上またはそれに相当する単独執筆の学術著書を1冊以上有する者

(3) 専任講師、助教
原則として、3年以上本学の助手として在職し、その間に刊行した専門分野に関する学術論文を3編以上有する者

2 研究業績が前項各号の基準を超えて、極めて顕著な者は、「静岡産業大学教育職員任用及び昇任規程」に明記された審査委員会の推薦により、第1号の年数を「3年以上」、第2号の年数を「2年以上」と読み替えて適用することができる。

第3条 著書、論文以外の研究業績については、その内容に応じて、学術論文に準じた取り扱いをすることができる。

第4条 本学以外の教育・研究歴については、その内容に応じて、第2条第1項各号に定める年数等に含めて、取り扱うことができる。

第5条 特に教育業績が重視される科目の担当者については、第2条の規定にかかわらず、その業績を特に考慮することができる。

附 則

この内規は、平成9年8月27日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成19年4月1日から施行する。